

## 令和5年度 第3回 甲賀市地域公共交通活性化協議会 次第

・日 時 令和5年11月7日（火） 14：50 ～

・場 所 甲賀市役所別館101会議室

### 議 事

#### （1）報告事項

報告第1号 令和5年度事業進捗状況について P 1 ～ 5

#### （2）協議事項

第1号議案 令和5年度補正予算（案）について P 7

第2号議案 甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱等の改正・制定について P 10 ～ 18

第3号議案 甲賀市地域公共交通計画の策定について P 19 ・ 20

第4号議案 甲賀市コミュニティバス再編計画（案）について P 21

第5号議案 協議会公式SNSページの作成について P 23 ～ 25

#### （3）その他

## 甲賀市地域公共交通活性化協議会について

本市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）の規定に基づく法定協議会である「甲賀市地域公共交通活性化協議会」を平成21年3月13日に設置しました。

本協議会では、地域交通について総合的な検討を行い、関係者と合意形成を図りながら、本市にとって最適な公共交通を実現するため、実証実験や利用促進などを検討・実施しております。

また、本協議会には自動車部会を設置しており、本部会では道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の機能を有しておりますことから、主にコミュニティバスの路線再編やダイヤ改定、運賃改定等を運行事業者からの提案に基づいて協議いただくこととなっております。

## 令和5年度事業計画

### ○事業計画

#### (1) 「甲賀市地域公共交通計画」の策定

第3号議案にて説明

#### (2) 「甲賀市地域公共交通計画」に示す基本方針(案)に基づく事業実施

##### 基本方針① まちづくりと連携して暮らしを支える地域公共交通ネットワークの構築

・公共交通を利用して都市部へ通勤・通学等が出来る環境を維持し、選ばれるまちになるよう定住促進を図る

→ 11月1日より、滋賀県と連携して「通勤シャトルバス運行実証実験」を実施

### ご利用詳細

※気象や道路状況によって遅延、運行コース変更、運休の場合がございます。  
※車内は禁煙、飲食禁止です。

| ルート                                         | 利用方法                                                                                                                                                                                                    | 料金        |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 寺庄駅・貴生川駅<br>⇕<br>甲南地域工業団地<br>(途中の停留所はありません) | どなたでも利用いただけます。<br>所定のバス停からご乗車ください。<br><br><b>乗降場所</b><br>寺庄駅南口前または貴生川駅南出口前<br>※「甲南地域工業団地シャトルバス」と表示があるバスにご乗車ください。<br>※貴生川駅発は始業時間等の1便乗車のみとなります。<br>[天馬前]:守衛室前 / [ユニブラステック前]:組立工場前<br>[甲南フロンティアパーク]:右MAP参照 | <b>無料</b> |

●バス停付近での交通事故に十分ご注意ください。●バス停付近でゴミや吸殻を捨てないでください。

### バスルートMAP

### バスダイヤ

| 始業時間帯                                                    | 1便            | 2便            |
|----------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 貴生川駅                                                     | 7:33          | —             |
| 寺庄駅                                                      | —             | 8:18          |
| 天馬前                                                      | 7:46          | 8:26          |
| ユニブラステック前                                                | 7:51          | 8:31          |
| 甲南フロンティアパーク<br>昭和インク工業前・SUS前・<br>ヤマカツエンジニアリング前・<br>大都産業前 | 7:57~<br>8:03 | 8:37~<br>8:43 |

### JR草津線ダイヤ

| 始業時間帯 | 草津→<br>柘植方面 | 柘植→<br>草津方面 |
|-------|-------------|-------------|
| 貴生川駅着 | 7:28        | —           |
| 寺庄駅着  | 8:15        | 7:53        |

| 終業時間帯 | 柘植→<br>草津方面 | 草津→<br>柘植方面 |
|-------|-------------|-------------|
| 寺庄駅発  | 18:01       | 18:13       |
|       | 18:23       | 18:41       |
|       | 18:58       | 19:12       |
|       | 19:23       | 19:36       |

問い合わせ先

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会 (事務局:滋賀県土木交通部交通戦略課内)  
TEL: 077-528-3684 E-Mail: hc0002@pref.shiga.lg.jp

## 《報告第1号》令和5年度事業進捗状況について

- ・わかりやすく利用しやすい地域公共交通ネットワークの構築
- ・コミバス、コミタクの利用状況に応じたダイヤ調整や効率的な路線再編の検討  
→ 第4号議案について説明
- ・信楽高原鐵道、JR草津線、近江鐵道の安全な運行の継続と利便性向上  
→ 信楽高原鐵道…今年度内に「鐵道事業再構築実施計画」を再認定  
JR草津線…市民交流駅の老朽化対応、安全に関するJRとの調整  
近江鐵道…令和6年4月(予定)より、公有民営の上下分離方式にて再スタート  
するための準備及び利便性向上を検討する会議を定期的を実施

## 基本方針② 誰もが利用しやすく使いたくなるような地域公共交通サービスの充実

- ・利用しやすい乗車、乗り継ぎ環境の整備 → 西友前バス停の上屋整備



- ・わかりやすい運行形態と情報提供による利用促進
- ・ICTや新技術を活用し、質の高い情報提供とデータ分析、利便性向上を行う  
→ R4から継続して、デジタル定期・デマンドスマホ予約・シェアサイクル・情報可視化システム等の導入(年度内に供用開始)を進め、すでに設置して運用している乗降管理システムにより、バス停ごとの利用状況や便ごとの利用数を分析し、路線の見直しに反映
- ・来訪客や市民の周遊性を高めるため、観光部局と連携した魅力ある利用促進を行う  
→ 観光まちづくり協会と連携して実施(詳細は調整中)
- ・定期利用を増やすための利用促進の実施  
→ 通勤通学方法転換調査、シャトルバス実証実験、スマホ定期券の導入



# 《報告第1号》令和5年度事業進捗状況について

## ○スマートバス停について



▲市役所バス停

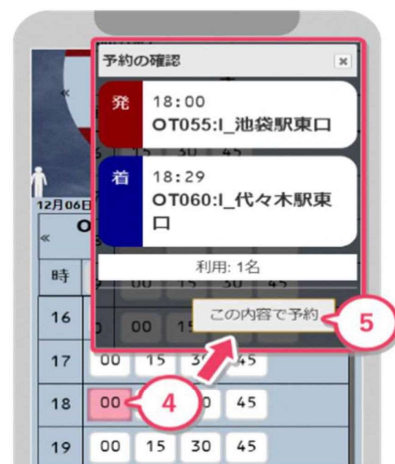


▲甲賀病院バス停

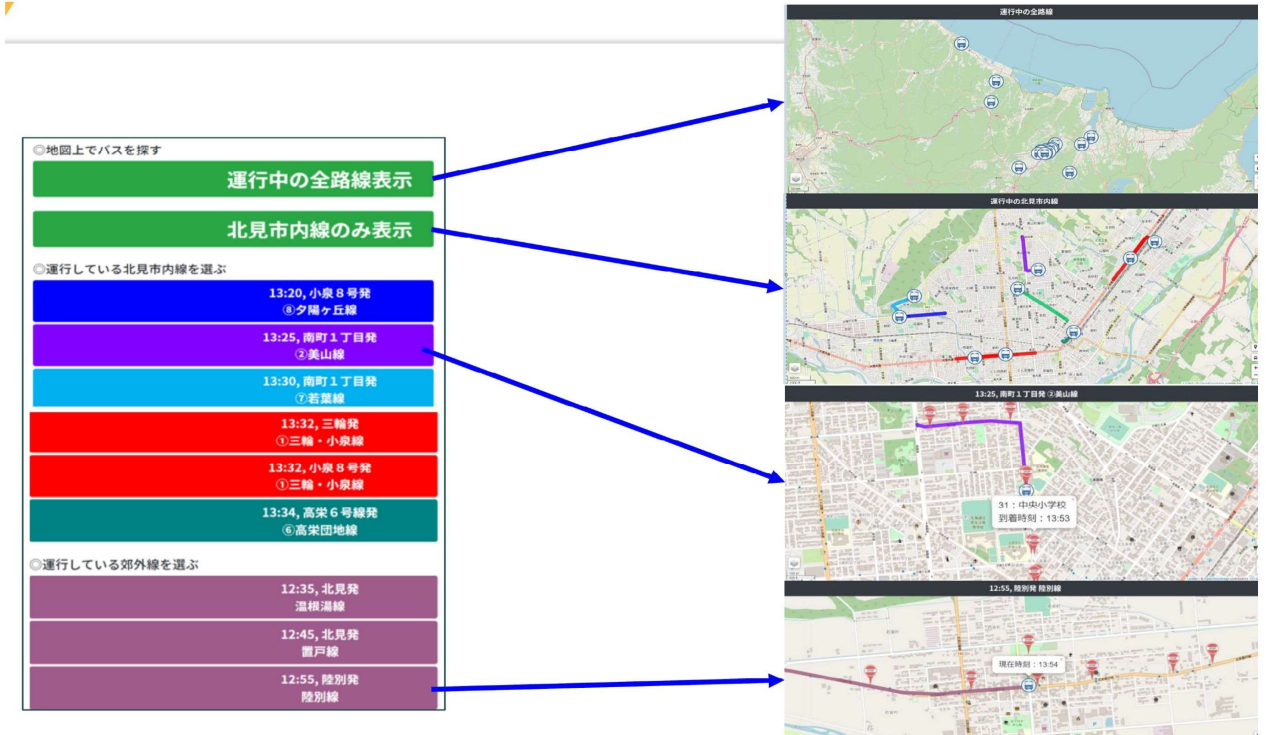
## ○デジタル定期券について



## ○デマンド(コミタク)web 予約システムについて



## ○バスロケーションサービスについて



基本方針③ オール甲賀で未来につなぐ持続可能な仕組みづくり

・過度な自動車利用から、自動車と公共交通をかしこく使い分ける、モビリティ・マネジメントを推進

→「コウカのりものフェス」として、市民の皆様が過度な自動車利用からの転換を図っていただくため、各種事業を実施、3月にもさらに充実して実施予定(内容については、別途ご相談・照会させていただきます)

10/14・15 限定！鉄道・バスをお得に利用して沿線にお出かけしよう！

10/14 は鉄道の日！秋の公共交通利用促進キャンペーン



# コウカのりものフェス

## 10/14(土)・15(日)

地域やまちづくり、そして環境にも非常に重要な役割を果たしている「公共交通」。

少子化やコロナ禍が影響して利用者が大きく減少しています。

10月14日・15日、公共交通を将来に残すため、ぜひ利用しませんか？

### 甲賀市コミュニティバス 100円乗車キャンペーン！

通常250円のところ、コミュニティバスの運賃が1乗車100円に！

※現金のみ。小人(小学生以下)は無料となります。

※コミュニティタクシーは通常通り(大人250円、小人130円)です。



### 信楽高原鉄道

電子チケット「RYDE」でお出かけキャンペーン！

電子チケット「RYDE」で「1日フリー乗車券」を利用された方に、10月21日から12月31日まで利用できる「フリー乗車券940円割引券」を1枚進呈！

※電子チケット「RYDE」でのご利用に限ります。

また、「RYDE」アプリのインストールが必要です。

※14日(土)は、小人(小学生以下)無料となります。



### JR草津線

「ICOCA利用で抽選参加！」 草津線沿線お出かけキャンペーン

ICOCAを利用して甲南駅、油日駅に下車された方を対象に、素敵な賞品が当たる抽選に参加できます。抽選参加者には、先着で景品をプレゼント！詳しくは裏面をご覧ください。

### 近江鉄道

「ガチャフェス2023」でガチャコンが熱い！

14日(土)は、近江鉄道線が100円で1日乗り放題となる「ガチャフェス2023」が開催！

15日(日)も「ワンコインマイルきっぷ(大人500円、小人100円)」で1日乗り放題！

※14日(土)の「ガチャフェス2023」では、市内近江鉄道駅(水口石橋・水口城南・貴生川駅)でもイベントが開催されます。

### その他お得な情報

「甲南駅(南口)～甲賀流リアル忍者館」間で無料シャトルバスを運行！

修行体験コーナーや甲賀忍者の歴史紹介、特産品を販売する甲賀流リアル忍者館まで無料シャトルバスを運行！

※シャトルバス運行時間は、10:00～16:00、およそ1時間に1往復運行します。

貴生川～沼津間の利用者を増やすため、  
この機会に、**甲南駅・油日駅**までご乗車ください。



市HPはこちら↑

14・15日は、  
市内でいろんなイ  
ベントが開催！  
詳しくは裏面を  
ご覧ください！

主催 / 甲賀市地域公共交通活性化協議会・甲賀市  
協力 / トヨタカローラ滋賀(株)・信楽高原鉄道(株)・滋賀バス(株)・(株)シガ・エージェンツシステム

《報告第1号》令和5年度事業進捗状況について

- ・自治振興会や関連する団体、および関係機関との連携を密にしながら効果的な事業の推進  
→ 駅の管理団体(甲賀駅や甲南駅)や自治振興会(貴生川)と連携しながら利用促進事業を実施、検討中
- ・広告収入や補助金の活用、運賃制度の見直しにより新たな収益モデルの検討  
→ コミバスでは、路線再編により、国庫補助金の申請を検討中(土山本線)、また、SKRでは、新設された国の補助金(補助率 1/3→1/2)を獲得するために関係各所と調整中
- ・地域の実情に応じた移動支援、いつもの暮らしを守るための体制づくりの構築、支援  
→ 区(甲賀地域)と連携しながら移動支援事業に対して支援。各地域区長会において、今後の支援の在り方や補助制度について説明
- ・高齢化により不足する地域公共交通の担い手を市も一体となって確保に努め、労働環境の改善  
→ バス路線の見直しを実施、事業者とも調整を行いながら情報共有や必要な支援等を協議





## 令和5年度補正予算（案）

### 収入の部

| 科目  | 本年度<br>予算額<br>(A=B+C) | 前回<br>予算額(B) | 補正<br>予算額(C) | 前年度<br>予算額(D) | 比較増減<br>(A-D) | 内訳    |                        |            |
|-----|-----------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|-------|------------------------|------------|
| 負担金 | 38,600,000            | 29,600,000   | 9,000,000    | 28,626,000    | 9,974,000     | 市負担金  | 甲賀市負担金(R4繰越事業分)        | 12,100,000 |
|     |                       |              |              |               |               |       | 甲賀市負担金(R5事業分)          | 17,500,000 |
|     |                       |              |              |               |               |       | 甲賀市負担金(R5事業分:今回補正)     | 9,000,000  |
|     |                       |              |              |               |               | 小計    |                        | 38,600,000 |
| 繰越金 | 0                     | 0            | 0            | 0             | 0             | 繰越金   | 令和4年度会計分               | 0          |
|     |                       |              |              |               |               | 小計    |                        | 0          |
| 補助金 | 0                     | 0            | 0            | 2,000,000     | -2,000,000    | 国庫補助金 | 地域公共交通確保維持<br>改善事業費補助金 | 0          |
|     |                       |              |              |               |               | 小計    |                        | 0          |
| 諸収入 | 200,000               | 200,000      | 0            | 200,000       | 0             | 広告掲載料 | 8枠(@25,000円)           | 200,000    |
|     |                       |              |              |               |               | 小計    |                        | 200,000    |
| 合計  | 38,800,000            | 29,800,000   | 9,000,000    | 30,826,000    | 7,974,000     |       |                        |            |

### 支出の部

| 科目  | 本年度<br>予算額(A) | 前回<br>予算額(B) | 補正<br>予算額(C) | 前年度<br>予算額(B) | 比較増減<br>(A-B) | 内訳    |                                                                                       |            |
|-----|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 会議費 | 150,000       | 150,000      | 0            | 173,000       | -23,000       | 会議茶代等 | 協議会茶代、室料等                                                                             | 20,000     |
|     |               |              |              |               |               | 委員謝礼等 |                                                                                       | 130,000    |
|     |               |              |              |               |               | 小計    |                                                                                       | 150,000    |
| 事務費 | 40,000        | 40,000       | 0            | 30,000        | 10,000        | 郵送料   | 会議案内、会議資料送付等                                                                          | 30,000     |
|     |               |              |              |               |               | 振込手数料 | 受託業務支払、委員報酬振込                                                                         | 10,000     |
|     |               |              |              |               |               | 小計    |                                                                                       | 40,000     |
| 事業費 | 38,610,000    | 29,610,000   | 9,000,000    | 30,623,000    | 7,987,000     | 印刷費   | フリー乗車券、時刻表印刷等                                                                         | 1,910,000  |
|     |               |              |              |               |               | 物品購入費 | 利用促進・啓発物品購入等                                                                          | 1,000,000  |
|     |               |              |              |               |               | 委託料   | 草津線利便性向上検討支援業務委託<br>…次頁①                                                              | 7,000,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | 草津線利便性向上(利用促進事業)実施<br>業務委託(今回補正)…次頁②                                                  | 4,500,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | 時刻表デザイン校正等                                                                            | 1,000,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | モビリティマネジメント推進事業委託<br>…次頁③                                                             | 6,500,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | 駅および沿線魅力向上・情報発信業務<br>(今回補正)…次頁④                                                       | 4,500,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | ICT関連事業業務委託【R4繰越事業】<br>(デジタル定期券・デマンドWEB予約・<br>シェアサイクルシステム、運行情報可視<br>化サービス、デジタルサイネージ等) | 12,100,000 |
|     |               |              |              |               |               |       | (内訳)デジタル定期券・<br>WEB予約システム                                                             | 5,900,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | 運行情報可視化システム                                                                           | 1,400,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | デジタルサイネージ                                                                             | 3,800,000  |
|     |               |              |              |               |               |       | シェアサイクル等                                                                              | 1,000,000  |
|     |               |              |              |               |               | 修繕料   | 貴生川駅南口バス時刻看板改修                                                                        | 100,000    |
|     |               |              |              |               |               | 小計    |                                                                                       | 38,610,000 |
| 合計  | 38,800,000    | 29,800,000   | 9,000,000    | 30,826,000    | 7,974,000     |       |                                                                                       |            |

実施事業の内容について(一部前回と説明が重複します)

| 事業名                           | 予算額       | 事業内容                                                                                                                                                          |
|-------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①草津線利便性向上検討支援業務委託             | 7,000,000 | ・JR草津線の将来乗降推移(リニア等の影響評価)、利用者増加策(定期利用・定期外利用)の検討                                                                                                                |
| ②草津線利便性向上(利用促進事業)実施業務委託【今回補正】 | 4,500,000 | ・潜在定期利用者の新規獲得のため、必要な施策やその転換可能性について実地調査(アンケート等)<br>・JRを利用した場合にインセンティブを付与し、利用促進が図れるかを実証<br>・周遊型のイベント(スタンプラリー等)を実施することにより利用促進が図れるかを実証                            |
| ③モビリティマネジメント推進事業委託            | 6,500,000 | ・運賃割引キャンペーンを実施(コミバス・SKRへの収入補填等)<br>・将来に公共交通を持続させるための機運醸成イベントの実施(電気自動車やシニアカー、コミバスなど)を展示、後援会など)                                                                 |
| ④駅および沿線魅力向上・情報発信業務【今回補正】      | 4,500,000 | ・駅環境、利用促進に対する意見をヘビーユーザーである高校・大学生から募る(WS形式)<br>・草津沿線の魅力や利用促進を発信するパンフレットやSNSの構築<br>・駅待合環境の整備(ベンチ、照明など)<br>・ポスター、地域の情報発信や写真等を展示するためのパネル備品購入<br>・甲賀駅コミュニティルーム活用など |

## 甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

10月1日より、道路運送法の改正が施行され、本市コミュニティバス等の路線新設や路線変更また、運賃の変更などを実施する場合、従来の「自動車部会」とは別に、新しく運賃を協議する分科会を開催し、その路線にかかる運賃を協議することが必要となりました。

つきましては、改正に対応するため、市で制定している「①甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱」を改正したうえで、協議会で制定している「②自動車部会規程」を改正するとともに、新しく「③運賃部会規程」を制定します。

### ①甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送等に関する協議を行うこと。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、次に掲げるものとし、その組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

- (1) 道路運送法に定める地域公共交通会議の機能をもつ自動車部会
- (2) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会
- (3) その他、分科会を組織し、機動的に特定の課題を調査研究する必要があると会長が認める場合

### ②甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた生活交通の確保に関する枠組みづくりに関すること。
- (4) 具体的な路線に係る乗合旅客輸送の態様及び運賃及び料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。

③甲賀市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程

令和5年11月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 要綱第3条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、甲賀市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
  - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
  - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者
  - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、要綱第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年11月 日から施行する。

○甲賀市地域公共交通運賃協議会設置要綱

平成21年3月13日

告示第38号

改正 平成22年4月1日告示第30号

平成24年4月1日告示第21号

平成25年4月1日告示第33号

平成28年2月26日告示第8号

平成29年3月30日告示第25号

令和4年5月19日告示第73号

令和5年11月〇日告示第〇号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、甲賀市(以下「市」という。)の公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関する協議並びに交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、甲賀市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県甲賀市水口町水口6053番地に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送等に関する協議を行うこと。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。



- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 関係行政機関の職員
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 市民又は市内公共交通の利用者
  - (4) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
  - (6) 市職員
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(オブザーバー)

第6条 協議会は、第4条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度及び今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。  
(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、次に掲げるものとし、その組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(1) 道路運送法に定める地域公共交通会議の機能をもつ自動車部会

(2) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会

(3) その他、分科会を組織し、機動的に特定の課題を調査研究する必要があると会長が認める場合

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、建設部公共交通推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年3月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定により最初に任命された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(甲賀市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

- 3 甲賀市地域公共交通会議設置要綱（平成19年甲賀市告示第35号）は、廃止する。

付 則（平成22年告示第30号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年告示第21号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年告示第33号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年告示第8号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成29年告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和4年告示第73号）

この告示は、令和4年5月30日から施行する。

付 則（令和5年告示第 号）

この告示は、令和5年11月 日から施行する。

## 甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程

平成21年3月13日

改正 令和5年11月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、自動車部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 要綱第3条各号に掲げる事項について甲賀市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の業務を円滑に行うため及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するため、甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた生活交通の確保に関する枠組みづくりに関すること。
- (4) 具体的な路線に係る乗合旅客運送の態様及び運賃及び料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
  - (1) 国及び県における公共交通に係る行政機関の職員
  - (2) 地域における公共交通に係る諸団体及び利用者の代表者
  - (3) 関係バス事業者
  - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
  - (5) 公共交通に係る部署の市の職員
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会議)

第5条 部会の会議は、要綱第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(滋賀県地方バス対策地域連絡協議会との関係)

第7条 部会は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱第6条第1項に規定する市町村協議会として、その事務を所掌するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成21年 月 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年11月 日から施行する。

## 甲賀市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程

令和5年11月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 要綱第3条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、甲賀市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
  - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
  - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者
  - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、要綱第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年11月 日から施行する。





## 甲賀市地域公共交通計画の策定について

前回の会議において、本年10月1日に上位法令等の改正がありますことから、創設される予定の国庫補助制度の信楽高原鐵道事業での活用を見据え、本計画の策定期間を予定していた9月から10月以降に延期することで報告いたしました。

法改正内容を踏まえ、国土交通省との協議により、策定する計画を一部修正する必要があります。修正内容の確認が終わりましたその時期をもって計画を策定させていただきます。

最終製本した計画については、市ホームページで公開するとともに、後日配布いたします。

※修正箇所以外は、前回お配りした計画と変更ございません。

| 該当頁             | 修正前                                              | 修正後                                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P42・施策メニュー⑤     | ⑤信楽高原鐵道の安定経営と安全運行_____の確保                        | ⑤信楽高原鐵道の安定経営と安全運行<br><b>および利便性</b> の確保                                                                                                                   |
| P48事業内容<br>10行目 | (9行目の下に左記を新規追加)<br>9行目: 訓練への参加<br>10行目: _____    | ○利用者の利便の確保<br><b>新規</b> 鐵道事業再構築実施計画の再認定(再掲)<br><b>新規</b> 快適性・効率性の向上(まくらぎの改良・LED化の推進など)<br><b>新規</b> 利便性の向上(新規車両の導入・ICカードの導入・キャッシュレス化の推進・貴生川駅での乗継環境の改善など) |
| P42 2行目         | (2行目 最後尾に左記を追記)<br>推進していきます。_____<br>_____       | また、実施にかかる資金の調達については、実施主体である本市の一般財源のほか、国や県の補助金を活用します。                                                                                                     |
| P56 12行目        | (11行目の下に左記を追記)<br>11行目: ……統等)の活用。<br>12行目: _____ | ※事業の必要性や実施主体、その他目標等については次頁に記載                                                                                                                            |
| P57             | (P56に後にP57として新規追加、前P57を新P58に以下1ページずらす)           | (記載内容は、次頁に記載)                                                                                                                                            |

P 5 7

表 補助事業を適用想定する系統に係る事業及び実施主体等(令和6年度以降)

| 路線名                                               | 起終点  | 起終点   | 運行主体                                  | 資金調達                                                  | 役割・必要性                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------|------|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【幹線】<br>甲賀市コミュニティバス<br>土山本線                       | 田村神社 | 貴生川駅  | ・(株)シガ・エージェンツシステム<br>・滋賀バス(株)<br>・甲賀市 | ・地域公共交通確保維持改善事業(幹線)<br>・滋賀県コミュニティバス運行補助金<br>・市一般財源    | 合併前の土山町と水口町を結ぶ路線。旧土山町は国道1号を中心に住居地が立地し、主に国道1号運行し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心地の旧水口町へ向かう地域住民の通学・通勤を担う重要な路線である。<br><br>そのため、鉄道がない旧土山町民の生活の生命線として持続させる必要がある。                       |
| 【フィーダー】<br>甲賀市コミュニティバス<br>(仮称) 山内巡回線・大野巡回線・土山巡回線  | 近江土山 | 近江土山  | ・(株)シガ・エージェンツシステム<br>・甲賀市             | ・地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー)<br>・滋賀県コミュニティバス運行補助金<br>・市一般財源 | (新規路線)<br><br>現在は、通学時間帯を中心に1日数本を定期運行しているが、利用者が少なく利便性も低い状況である。鉄道のない合併前の土山町の交通基軸である土山本線につなぐ支線として、土山町を3路線に分けて新しくデマンド運行に転換する。それにより、車両を小型化し効率化するとともに、運行可能本数を増やすことで利便性を向上させる。 |
| 【フィーダー】<br>甲賀市コミュニティバス<br>(仮称) 三雲駅工業団地線<br>※旧広野台線 | 三雲駅  | ひのきが丘 | ・滋賀バス(株)<br>・甲賀市                      | ・地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー)<br>・滋賀県コミュニティバス運行補助金<br>・市一般財源 | (新規路線)<br><br>湖南市の幹線系統が乗り入れる三雲駅と本市の旧水口町を結ぶ路線。現状では、朝夕の数本のみがJR草津線の三雲駅に接続しているが、現状、国庫補助要件を満たす利用が見込めるため、増便して幹線系統の利用に対応する。                                                    |
| 【フィーダー】<br>甲賀市コミュニティバス<br>広野台線<br>※旧広野台線から系統分離    | 三雲駅  | 甲賀市役所 | ・滋賀バス(株)<br>・甲賀市                      | ・地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー)<br>・滋賀県コミュニティバス運行補助金<br>・市一般財源 | (新規路線)<br><br>湖南市の幹線系統が乗り入れる三雲駅から、本市伴谷地域、住宅団地を乗り入れ甲賀市役所までを結ぶ路線。伴谷地域住民の生活移動を確保するため、持続させる必要がある。                                                                           |

※地域公共交通確保維持改善事業により、幹線系統は適用前と比較して、便あたり利用者の増加、フィーダー系統は適用前の路線と比較して運行経費の削減を図る。運行する車両に乗降管理システムを導入し、利用人数の把握に努め、必要な場合は、原則年1回の改善を図ることとする。

# コミュニティバス再編計画（案）（概要版）

## 1 市公共交通網の基本的な見直し方針

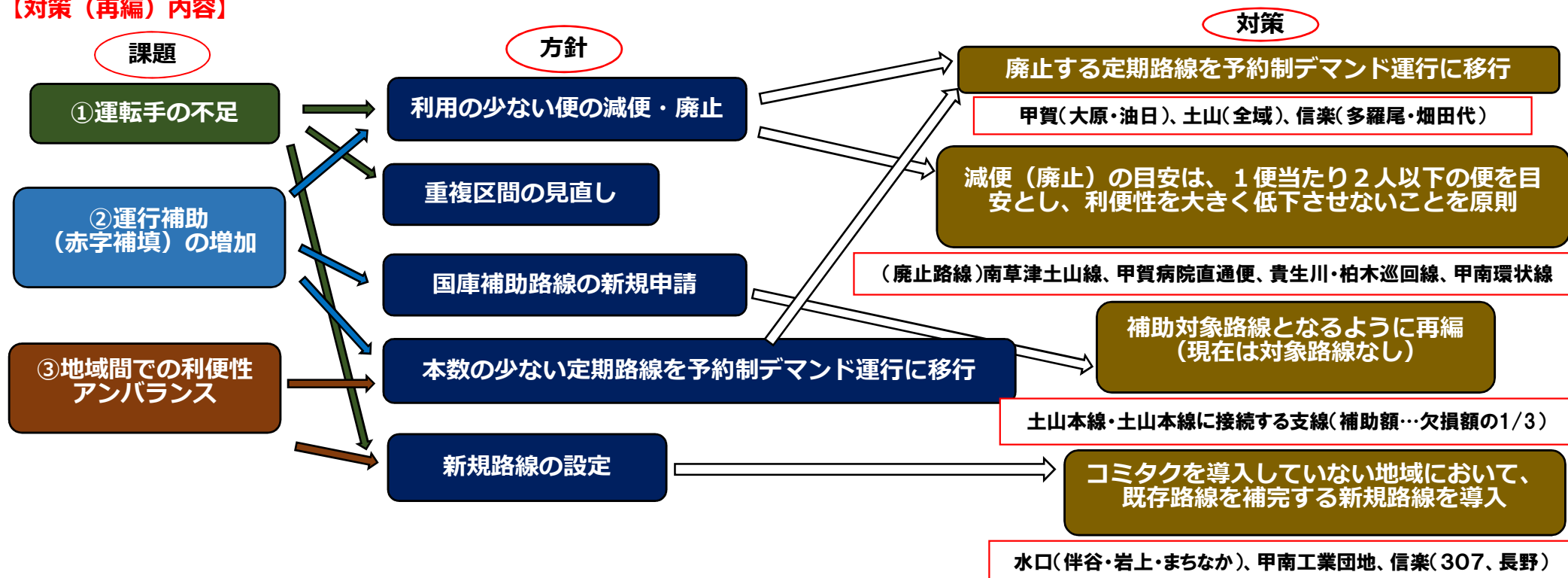
### 【対策（再編）スケジュール】

R6.4 再編（第1回） ・ コミバス路線の再編、予約制デマンドへの移行（1年間の実証期間）

11月：活性化協議会・議会に対し、再編案の意見聴取 → 12月：活性化協議会・議会へ最終案の説明 →  
1月：地元説明、JRダイヤ調整、活性化協議会最終報告 → 2月：地元説明 → 3月：議会説明 → R6.4.1ダイヤ改正

R7.4 再編（第2回） ・ 実証路線の本格運行（改善） ・ 料金制度、コミタク制度の見直し（1年間の実証実験）

### 【対策（再編）内容】



「①運転手の不足」が最重要課題 → 現行41仕業（1日に必要な運転手数）を「36仕業」に削減 → 日中だけでなく朝夕の減便も必要

①運行全便数 41両386便（R5現在） → 削減数 16両160便 + 新規増便 6両60便 → 再編後便数36両（31両約290便+デマンド5両）  
②補填額 約3億5,000万円(R5決算見込額) → 約3億9,000万円(R6想定額：人件費UP分約4,000万円見込む)  
→ 再編削減額 △約2,000万円（別途、新規に国庫補助最大1,000万円程度の歳入を見込む。）



## 協議会公式SNSの作成について

現在、本市の利用促進などの取り組みを実施する場合は、市や運行事業者、関連団体のホームページや市公式LINE、Facebookで情報提供をしているところです。

しかしながら、市政全般での利用であることから、多くの情報を早く提供することができておりませんでした。

つきましては、さらなる情報発信に努める必要があることから、市の運用規則の範疇での運用となりますが、協議会でアカウントを取得して協議会公式SNSを作成したいと考えております。

- ①作成する媒体 Facebook、Instagram、X(旧ツイッター)
- ②作成費用 無料
- ③更新、入力等 事務局職員
- ④公開内容等 市Facebookの運用に準ずる
- ⑤その他 委員様で載せたい内容等がありましたら、事務局のメールまで申請

(参考:実施団体)

・宇部市公共交通、湖東地区通勤通学バス、福島県担当部局、花輪線利用促進協議会、姫新線利用促進協議会、JR日南線利用促進協議会 など



## 甲賀市地域公共交通活性化協議会 ソーシャルメディア利用ガイドライン(案)

このガイドラインは、甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局(以下「職員」という。)が職務において、ソーシャルメディアを適切に利用し、有効に活用できるように、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方および留意点を定めるものとする。

### 1 ソーシャルメディアの定義

Twitter、ブログ、Facebook 等、ウェブサービスを利用してユーザーが情報を発信し、または相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。

### 2 ソーシャルメディアの利用に当たっての基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務および情報の取扱いに関する規程を遵守しなければならない。
- (3) 肖像権、著作権等を侵害することがないように十分に留意しなければならない。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招くことがないように留意しなければならない。
- (5) 意図せず、自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えた場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な対応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (6) 次に掲げることは行ってはならない。
  - ア 不敬な発言を行うこと。
  - イ 人種、思想および信条等の差別、または差別を助長させる発言を行うこと。
  - ウ 違法もしくは不当な発言をし、またはそれらの行為を煽るような発言を行うこと。
  - エ 正否が確認できない情報(噂や流説など)を発信すること。
  - オ わいせつな情報を発信すること。
  - カ 職務上知り得た秘密を発信すること。
  - キ 他者の権利を侵害する情報を発信すること。
  - ク その他、公序良俗に反する情報を発信すること。

### 3 ソーシャルメディアを利用する場合の留意点

- (1) 公共交通の利用促進や活性化に資する内容とすること。
- (2) ソーシャルメディアの特性を踏まえ、定期的に情報発信するものとする。定期的な情報発信が難しい場合には、アカウントの廃止を検討しなければならない。

### 4 トラブルへの対応

ソーシャルメディアは一般的に匿名性が高く、またメディアによっては短文での情報伝達となることから、誤解等によるトラブルの発生やそれにとまなう一方的な批判が寄せられる可能性があり、これらを防ぐために、次に掲げる事項に留意しなければならない。

#### (1) トラブルの発生防止

- ア 他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する。
- イ 誤りは直ちに認め、訂正する。
- ウ 他の利用者の投稿を引用することや第三者が管理または運用するページへのリンク



の掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行う。

(2) トラブルが発生した場合

ア 炎上状態になった場合

(イ) 炎上状態になった場合は、反論や抗弁は控え、客観的に相手方の発言意図を考え丁寧な説明をするなど冷静に対応する。

(イ) 職員側で発信した情報に問題となった部分があれば修正し、必要に応じて謝罪を行う。

(ウ) 対応に時間を要する場合は、無視しているなどの不要な誤解を招かないように、適宜状況を説明する。

イ 成りすましが発生した場合

自己のアカウントの成りすましが発生していることを発見した場合は、当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うとともに、庁内外に周知する。

また、必要に応じ報道機関に資料提供等を行い、成りすましが存在することの注意喚起を行う。

ウ 事実と反する情報が発信された場合

事実と反する情報が発信されていることを発見した場合は、公式アカウントから正しい情報を発信するとともに、必要に応じ正確な情報が掲載されている情報媒体(県や市町の公式ホームページ等)へ誘導を行う。

エ アカウントの乗っ取りが発生した場合

アカウントの乗っ取りが発生した場合、ログインパスワードの変更やアカウントの停止を速やかに実施し、広く周知する。

付 則

このガイドラインは、令和5年11月 日から施行する。